

新型コロナウイルスの影響を受けている皆さまへ 介護保険料の減免について

！ 減免の対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方

≫ 保険料を **全額免除**

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる第1号被保険者の方で、次の（1）および（2）に該当する方

≫ 保険料の **一部を減額**

具体的な要件 世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入などのいずれかが、**前年の事業収入などの額に比べ10分の3以上の減少**があること
- （2）**減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下**であること

！ 減免の対象となる介護保険料

令和元年度および令和2年度の介護保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

※その他詳細については、7月13日（月）発送予定の納入通知書に同封している紙面をご覧ください。

お問い合わせ先

≫ 高齢者支援課 介護保険係
☎ 22-3900



新型コロナウイルスの影響を受けている皆さまへ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

！ 減免の対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

≫ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を **全額免除**

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の（1）～（3）のすべてに該当する方

≫ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の **一部を減額**

具体的な要件 世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和元年中に比べて10分の3以上減少**する見込みであること
- （2）**令和元年中の所得の合計額が1000万円以下**であること
- （3）**収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下**であること

！ 減免の対象となる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和元年度分および令和2年度分の国保税・後期保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

※その他詳細については、7月13日（月）発送予定の納税・納入通知書に同封している紙面をご覧ください。

お問い合わせ先

- 国民健康保険税については
≫ 税務課 納税係 ☎ 22-3116
- 後期高齢者医療保険料については
≫ 町民課 後期高齢者医療係 ☎ 22-3117

